

山梨県公報

号外第五十一号

平成十九年

七月九日

月 曜 日

目 次

山梨県公益認定等審議会条例	八
郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	一〇
山梨県医師修学資金貸与条例	一〇
山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例	一一
山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例	一六
専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例	一四
山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例	一五
山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	一六
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一六
山梨県議会議員及び山梨県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	一六
特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	一七
山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	一七
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	一八
県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例	一八
山梨県県税条例の一部を改正する条例	一九
選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	二一
山梨県農村住宅資金助成条例の一部を改正する条例	二三
山梨県立博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例	二三
山梨県警察組織条例の一部を改正する条例	二三
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	二二
政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	二三

条例のあらまし

山梨県公益認定等審議会条例(条例第三十号)(私学文書課)

- この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第二項の規定に基づき、山梨県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に必要事項を定めるものとした。
- 審議会は、委員三人以上七人以内をもって組織することとした。
- 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命することとした。
- 委員の任期は、二年とすることとした。
- 委員は、独立してその職権を行うこととした。
- 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないこととした。
- 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないこととした。
- 審議会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。
- 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。
- 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。
- 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないこととした。
- 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによることとした。
- その他必要な事項を定めることとした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第三十二号)(私学文書課)

- 郵政民営化法等の施行に伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備を行うこととした。
 - 政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例
 - 山梨県情報公開条例
 - 山梨県個人情報保護条例
- この条例は、平成十九年十月一日から施行することとした。

山梨県医師修学資金貸与条例(条例第三十二号)(医務課)

- 1 この条例は、大学又は大学院の医学を履修する課程に在学する者で将来県内の公立病院等において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、県内における医師の確保及び資質の向上に資することを目的とすることとした。
- 2 「大学」、「大学院」、「公立病院等」及び「特定公立病院等」の用語の意義を定めることとした。
- 3 知事は、次に掲げる医師修学資金（以下、「修学資金」という。）の種別に応じ、その要件を満たす者の申請により、その者に修学資金を一人につき一に限り貸与する旨の契約を結ぶことができることとした。
 - (一) 第一種医師修学資金 月額五万円
 - (2)(1) 大学の医学を履修する課程に在学していること。
 - (2) 将来、県内の公立病院等において医師の業務に従事する意思を有していること。
- (二) 第二種医師修学資金 月額十三万円
 - (1) 県内の国立大学（当該国立大学に置かれている大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学していること。
 - (2) 将来、県内の特定公立病院等において医師の業務に従事する意思を有していること。
- (三) 第三種医師修学資金 月額五万円
 - (1) 県内の国立大学に置かれている大学院の医学を履修する課程に在学していること。
 - (2) 医師免許を受けていること。
 - (3)(2) 将来、県内の公立病院等において医師の業務に従事する意思を有していること。
 - (3) 知事は、3の契約の相手方（以下、「修学生」という。）が次に掲げる理由（3(三)に係る契約の相手方にあつては、(四)から(六)まで）のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとした。
 - (一) 退学したとき。
 - (二) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
 - (三) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - (四) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (五) 死亡したとき。
 - (六) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 5 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとした。
- 6 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとした。
 - (一) 第一種医師修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から起算して二年以内に医師免許を受け、当該医師免許を受けた日の属する月から、当該月から起算して六年を経過する月までの間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算入しない。）に三年以上の期間、県内の公立病院等において医師の業務に従事したとき。
 - (二) 第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から起算して二年以内に医師免許を受け、当該医師免許を受けた日の属する月から、当該月から起算して修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する期間を経過する月までの間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算入しない。）に修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間以上の期間、県内の特定公立病院等において医師の業務に従事したとき。
 - (三) 第三種医師修学資金の貸与を受けた者が、大学院の課程を修了し、又は退学した日の属する月の翌月から起算して三年以上の期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算入しない。）県内の公立病院等（国立大学法人の開設する病院を除く。）において医師の業務に従事したとき。
- 7 修学資金は、次に掲げる理由のいずれかに該当するときは、当該理由が生じた日の属する月の翌月末日までに返還しなければならないこととした。
 - (一) 修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。
 - (二) 修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業し、又は大学院の課程を修了し、若しくは退学した後、死亡したとき（(四)に該当するときは除く。）。
 - (三) 第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から起算して二年以内に医師免許を受けることができなくなったとき。
 - (四) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 8 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、(四)に該当する場合を除くほか、重度心身障害その他やむを得ない理由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったときは、修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部又は一部を免除することができることとした。
- 9 知事は、次に掲げる理由のいずれかに該当するときは、当該理由が継続する期間は、修学資金の返還の履行を猶予することができることとした。

- (一) 第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、引き続き大学に在学しているとき。
- (二) 第三種医師修学資金の貸与を受けた者が、引き続き大学院に在学しているとき。
- (三) 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。
- 10 修学生は、学業成績表を毎年知事に提出しなければならないこととした。
- 11 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
- 12 この条例は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用することとした。
- 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(条例第三十三号)(森林環境総務課)
- 1 この条例は、土砂の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂の崩壊等の防止を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とすることとした。
- 2 「土砂」、「土砂の埋立て等」及び「土砂の崩壊等」の用語の意義を定めることとした。
- 3 土砂の埋立て等を行う者、土地の所有者等及び県の責務について定めることとした。
- 4 土砂の埋立て等を行うおつとする者は、次に掲げる土砂の埋立て等を行う場合を除き、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域ごとに知事の許可を受けなければならないこととした。
- (一) 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積が三千平方メートル未満の土砂の埋立て等
- (二) 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂の埋立て等であつて、当該事業の区域において採取された土砂のみによるもの
- (三) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみによるもの
- (四) 公益性が高いと認められる事業の施行であつて、土砂の崩壊等の発生のおそれがないものとして規則で定めるもの
- (五) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分の行為であつて、規則の定めるところにより、知事に届け出たもの
- (六) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の埋立て等
- (七) その他規則で定める土砂の埋立て等
- 5 許可の手續及び許可の基準等について定めることとした。
- 6 4の許可を受けた者が、その許可に関する事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととし、当該変更に係る許可の手續について定めることとした。

- 7 4の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等を行っている期間中、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならないこととした。
- 8 4の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂が当該採取場所から採取された土砂であることを証するために必要な書面を添付して知事に届け出なければならないこととした。
- 9 4の許可を受けた者は、土砂管理台帳を作成しなければならないこととした。
- 10 4の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、知事に届け出なければならないこととし、知事は、土砂の崩壊等の防止の必要があると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。
- 11 4の許可を受けた者については相続、合併又は分割があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継することとし、その地位を承継した者は、知事に届け出るものとした。
- 12 4の許可を受けた者から当該許可に係る土砂の埋立て等の事業の全部を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととし、当該譲受けに係る許可の手續について定めることとした。
- 13 知事は、土砂の崩壊等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可を受けた者又は許可を受けずに埋立て等を行った者に対し、埋立て等の停止を命じ、又は土砂の埋立て等に伴う土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。
- 14 知事は、条例に定める事項に該当するときは、当該許可を取り消し、当該土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべき事を命ずることができることとした。
- 15 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂の埋立て等を行った者に対し、当該土砂の埋立て等に関し報告又は資料の提出を求めることができることとした。
- 16 知事は、この条例の施行に必要な限度において、職員に対し、事務所等に立ち入り、帳簿等を調査し、又は関係者に質問等をさせることができることとした。
- 17 市町村の制定する条例の内容が、この条例の目的に即したものであり、かつ、同等以上の効果が期待できるものと認められるときは、この条例は、当該市町村の区域において適用しないこととした。
- 18 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
- 19 二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する等の罰則を設けることとした。
- 20 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、18の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を課することとした。

21 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

山梨県希少野生動物植物種の保護に関する条例(条例第三十四号)(みどり自然課)

1 この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動物植物種を、県、市町村、事業者及び県民等が一体となつて保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした。

2 「希少野生動物植物種」、「指定希少野生動物植物種」及び「特定希少野生動物植物種」の用語の意義を定めることとした。

3 県、事業者及び県民等の責務を定めることとした。

4 この条例の適用に当たっては、財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、その他の公益との調整等に留意しなければならないこととした。

5 知事は、希少野生動物植物種の保護を図るため、希少野生動物植物種保護基本方針を定めることとした。

6 知事が、指定希少野生動物植物種及び特定希少野生動物植物種を指定する際の手続について定めることとした。

7 指定希少野生動物植物種の個体の所有者又は占有者の義務を定めることとした。

8 知事は、指定希少野生動物植物種の保護のため必要があるときは、指定希少野生動物植物種の個体の所有者又は占有者に対し、必要な助言又は指導をすることができることとした。

9 指定希少野生動物植物種の生きている個体は、知事の許可を受けた場合又は規則で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならないこととした。

10 9に違反して捕獲等をされた指定希少野生動物植物種の個体は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならないこととした。

11 指定希少野生動物植物種の生きている個体を捕獲等しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。

12 11の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容すること等により適切に取り扱わなければならないこととした。

13 知事は、11の許可を受けた者に対し、指定希少野生動物植物種の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善等必要な措置を執るべきことを命ずることができることとした。

14 知事は、11の許可を受けた者がこの条例等に違反した場合において指定希少野生動物植物種の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができることとした。

15 知事は、この条例の施行に必要な限度において、11の許可を受けた者に対し、必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動物植物種等の個体等の捕獲に係る施設に立ち入り、指定希少野生動物植物種等の個体等を検査させ、若しくは関係者に質問等をさせることができることとした。

16 特定希少野生動物植物種の生きている個体の譲渡し又は引渡し業務を伴う事業(以下「特定希少野生動物植物種事業」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならないこととした。

17 特定希少野生動物植物種事業を行う者の遵守事項を定めることとした。

18 知事は、特定希少野生動物植物種事業を行う者が17の遵守事項に違反した場合においてその特定希少野生動物植物種事業を適正化して指定希少野生動物植物種の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、必要な事項を指示し、その指示に違反したときは三月を超えない範囲内で期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。

19 知事は、特定希少野生動物植物種事業に関する規定の施行に必要な限度において、特定希少野生動物植物種事業を行う者に対し、報告を求め、又はその職員に、その特定指定希少野生動物植物種事業を行うための施設に立ち入り、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができることとした。

20 土地の所有者又は占有者の土地の利用に当たつての義務を定めることとした。

21 知事は、指定希少野生動物植物種の保護のため必要があるときは、土地の所有者又は占有者に対し、必要な助言又は指導をすることができることとした。

22 知事は、指定希少野生動物植物種の保護のため必要がある区域であつて、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的に保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動物植物種の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができることとした。

23 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動物植物種の保護のため特に必要であると認める区域を管理地区として指定することができることとした。

24 管理地区の区域内において、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければならないこととした。

(二)(一) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

- (三) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (四) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (五) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (六) 木竹を伐採すること。
- (七) 指定希少野生動物植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動物植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- (八) 湖沼若しくは湿原であつて知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は排水を排水設備を設けて排出すること。
- (九) 知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸すること。
- (十) (七)の知事が指定した野生動物植物の種の個体以外の野生動物植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- (十一) 指定希少野生動物植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動物植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽等すること。
- (十二) 指定希少野生動物植物種の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
- (十三) 火入れ又はたき火をすること。
- (十四) 指定希少野生動物植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 25 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動物植物種の個体の生息又は生育のため特に保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができることとした。
- 26 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならないこととした。
- 27 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分(以下「監視地区」という。)の区域内において24(一)から(五)までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならないこととした。
- 28 知事は、指定希少野生動物植物種の保護のため必要があるときは、管理地区又は監視地区の区域内において24に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示することができることとした。
- 29 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区又は監視地区内において24に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況等について報告を求めることができることとした。
- 30 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区

- 域内において29の者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は調査をさせることができることとした。
- 31 知事は、生息地等保護区、管理地区又は立入制限地区の指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができることとした。
- 32 県は、24の許可を受けることができないこと等により、損失を受けた者に対し、通常生ずべき損害を補償することとした。
- 33 知事は、保護管理事業の適性かつ効果的な実施に資するため、保護管理事業計画を定めることとした。
- 34 県は、指定希少野生動物植物種の保護のため必要があるときは、保護管理事業を行うものとした。
- 35 県は、希少野生動物植物種の保護に関する施策を積極的に推進するための体制等を整備することとした。
- 36 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
- 37 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金等の罰則の規定を設けることとした。
- 38 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、37の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を課することとした。
- 39 この条例は、公布の日から起算し九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、1から5までについては、公布の日から施行することとした。
- 40 山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)は、廃止することとした。
- 41 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例(条例第三十五号)(教育庁総務課)農業に関する知識及び技術を修得させるため、学校教育法第八十二条の二の規定による専修学校を設置することとした。
- 42 専修学校について次の事項を定めることとした。
- (一) 名称は専門学校山梨県立農業大学校とし、位置は北杜市及び甲斐市とすることとした。
- (二) 専門課程を置き、専門課程に養成科及び専攻科を置くこととした。
- (三) 修業年限は、二年とすることとした。
- 43 授業料及び入学検定料に関しては、別に条例で定めることとした。

- 4 この条例に定めるもののほか、農業高等学校の管理に必要事項は、教育委員会規則で定めることとした。
 - 5 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例（条例第三十六号）（教育庁学術文化財課）**
- 1 山梨県立美術館、山梨県立考古博物館、山梨県立文学館及び山梨県立博物館の四館共通の定期観覧料を次のように定めることとした。

区 分	期 間	観 覧 料
一般	一年	一人につき 五、〇〇〇円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒	一年	一人につき 一、五〇〇円
中学校の生徒及び小学校の児童	一年	一人につき 一、二五〇円

- 2 期間については、教育委員会の承認の日から起算することとした。
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（知事政策室）**
- 1 山梨県長期計画審議会を山梨県総合計画審議会に改めることとした。
 - 2 担任意務を総合計画に関する事務とすることとした。
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（市町村課）**
- 1 消費生活用製品安全法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（市町村課）**
- 1 公職選挙法の一部改正にかんがみ、山梨県知事の選挙における選挙運動用ビラの作成について公費で負担する制度を設けることとした。
 - 2 公費負担による選挙運動用ビラの作成枚数の上限を次のとおりとすることとした。

- (一) 以外の場合 公職選挙法第四百十二条第一項第三号に定める枚数
 - (二) 一部無効による再選挙の場合 公職選挙法施行令第三百三十二条の四第一項の表法第四百十二条第一項第二号又は第三号のビラの数の項に定める枚数
- 3 選挙運動用ビラを無料で作成しようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に關し有償契約を締結し、選挙管理委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならないこととした。
 - 4 県が候補者の契約相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に対し支払う金額は次のとおりとすることとした。
- (一) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭に作成枚数を乗じた金額
 - (二) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 四円八十八銭にその五万枚を超える数を乗じて得た金額に三十六万五千円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除した金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）に作成枚数を乗じた金額
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十号）（人事課）**
- 1 平成十九年二月十七日に在職する知事の同日を含む任期に係る退職手当は支給しないこととした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした
- 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（人事課）**
- 1 雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に係る受給資格要件を動続十二月以上とすることとした。
 - 2 船員保険の失業等に関する給付制度が雇用保険制度に統合されることに伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 3 1については平成十九年十月一日から、2については平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（みどり自然課）**
- 1 温泉法の一部改正に伴い、別表第二に次の手数料を加えることとした。
- (一) 土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 七千四百円
- (二) ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 七千四百円
- (三) 温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 七千四百円

2 この条例は、温泉法の一部改正する法律（平成十九年法律第三十一号）の施行の日から施行することとした。

県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（管財課）

1 地方自治法等の一部改正にかんがみ、次の改正を行うこととした。

2 行政財産の貸付け等ができる場合が拡大されたことから、行政財産の貸付け又はこれに地上権若しくは地役権の設定をすることができる場合について、無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができることとした。

3 普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付ける事ができる場合として、次に掲げる事項を加えることとした。

(一) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、普通財産の貸付けを受け手が当該普通財産を使用の目的に供することが困難であると知事が認める場合

(二) 知事が公益上その他特別の理由があると認める場合

4 行政財産の貸付け、又は普通財産を貸付け以外の方法（地上権、地役権、鉱業権の設定等）により使用させる場合についても、普通財産を無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができることとした。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県税条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（税務課）

1 地方税法の一部改正に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 個人県民税

(1) 所得割

上場株式等の譲渡に係る税率（株式等の譲渡に係る税率二パーセント）を一・二パーセントとしての特例措置の適用期限を平成十九年十二月三十一日から平成二十年十二月三十一日まで延長することとした。

(2) 配当割

税率（本則五パーセント）を三パーセントとしている特例措置の適用期限を平成二十年三月三十一日から平成二十一年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 株式等譲渡所得割

税率（本則五パーセント）を三パーセントとしている特例措置の適用期限を平成十九年十二月三十一日から平成二十年十二月三十一日まで延長することとした。

(二) 法人県民税

人格のない社団等及び個人が法人課税信託の引受けを行う場合には、法人税割を課することとした。

(三) 法人事業税

課することとした。

人格のない社団等及び個人が法人課税信託の引受けを行う場合には、所得割を課することとした。

(四) 県たばこ税

地方税法附則に定められ、税率が引き上げられていた地方のたばこ税の特例税率を本則税率とすることとした。

(五) 狩猟税

免許区分の変更に伴い、税率を次のとおり改正することとした。

免許区分	税 率	
	網 猟	わな 猟
要する者	八、二〇〇円	八、二〇〇円
	要しない者	五、五〇〇円
要する者	八、二〇〇円	八、二〇〇円
	要しない者	五、五〇〇円
要しない者	五、五〇〇円	五、五〇〇円

(六) その他次に掲げる整備を行うこととした。

(1) 租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整備を行うこととした。

(2) 証券取引法等の一部改正に伴う規定の整備を行うこととした。

(3) その他

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)及び3については信託法（平成十八年法律第八号）の施行の日から、1(六)については平成二十年四月一日から、1(六)については証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行することとした。

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（市町村課）

1 選挙長等の報酬の額を次のとおり改正することとした。

職 名	報 酬 額	
	改 正 後	改 正 前

選挙長 選挙長職務代理者	一日につき	一日につき
選挙分会長 選挙分会長職務代理者	一〇、七〇〇円	一〇、六〇〇円
審査分会長 審査分会長職務代理者		
選挙立会人	一日につき	一日につき
審査分会立会人	八、八〇〇円	八、九〇〇円

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
山梨県農村住宅資金助成条例の一部を改正する条例(条例第四十六号)(農業技術課)
- 1 県内における就農者の確保を図るため、対象となる農業者に、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第四条第一項の認定を受けた者を加えることとした。
- 2 農村住宅資金の融資対象を、農業者の住宅の建設、購入及び改良(1の住宅の改良を除く。)とすることとした。
- 3 1の者に対する農村住宅資金の償還期限の据置期間は、五年とすることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
山梨県立博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例四十七号)(教育庁学術文化財課)
- 1 山梨県立博物館の休館日を月曜日から火曜日に変更することとした。
- 2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。
山梨県警察組織条例の一部を改正する条例(条例第四十八号)(警察本部警務課)
- 1 警察法施行令の一部改正に伴い、本県警察の所掌事務に犯罪による収益の移転防止に関するこのことを加えることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例四十九号)(警察本部生活安全企画課)
- 1 最近の社会情勢の変化にかんがみ、新たな形態の迷惑行為に対する規制を設けるとともに、粗暴行為及び卑わいな行為等の規制を強化することとした。
 (一) 刃物、鉄棒、木刀等の人の身体に危害を加えるのに使用することができる物を、公衆に対し、不安を覚えさせるような方法で携帯する行為を粗暴行為として禁止す

- ることとした。
- (二) 卑わいな行為に対する禁止規定を整備するため、次の改正を行うこととした。
 - (1) 卑わいな行為の対象の拡大
 - (2) 規制する行為類型の明確化
 - (3) 卑わいな行為の追加
 - (三) 迷惑な客引き行為に対する規制の拡大のため、次の改正を行うこととした。
 - (1) わいせつな見せ物等の提供について、ピラ等の文書図画を配布し、若しくは提示して行う客の誘引行為の禁止
 - (2) 客引き及び客の誘引行為の規制対象の拡大
 - (3) 執よつな客引き行為の禁止
 - (4) 第三者に対償を供与して、不当な客引き、客の誘引行為を行わせる行為の禁止
 - (四) ピンクピラ等の配布行為等の規制を次のとおり設けることとした。
 - (1) 公共の場所におけるピンクピラ等の配布行為の禁止
 - (2) 公共の用に供される建築物内等におけるピンクピラ等の掲示行為の禁止
 - (3) 人の住居等にピンクピラ等を配り、差し入れる行為の禁止
 - (4) 配布、掲示等の目的でピンクピラ等を所持する行為の禁止
 - (5) 第三者に対償を供与して、ピンクピラ等の配布行為等を行わせる行為の禁止
 - (五) 罰則の見直し及び新設を行うこととした。
 - (六) 両罰規定の新設を行うこととした。
 - (七) その他規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成十九年十月一日から施行することとした。
 - 1 郵政民営化法等の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成十九年十月一日から施行することとした。

条 例

山梨県公益認定等審議会条例をここに公布する。
 平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十号
 山梨県公益認定等審議会条例
 (趣旨)

第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 前条に規定する合議制の機関として、山梨県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第三条 審議会は、委員三人以上七人以内をもって組織する。

（委員の任命）

第四条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（職権の行使）

第六条 委員は、独立してその職権を行う。

（委員の身分保障）

第七条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

（委員の服務）

第八条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（委員長）

第九条 審議会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第十条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第八条第一項の規定は、専門委員について準用する。

（部会）

第十一条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第十二条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第十三条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第十四条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮つて定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県私立学校審議会の委員

を

山梨県私立学

山梨県公益認

員

校審議会の委員
定等審議会の委員及び専門委

に改める。

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。
平成十九年七月九日

山梨県知事 横内 正 明

山梨県条例第三十一号

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第一条 政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例(平成七年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第四号中「貯金」を「貯金及び郵便貯金」に改め、「及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く)」を削り、「貯金及び郵便貯金」を「貯金」に改める。

(山梨県情報公開条例及び山梨県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「及び日本郵政公社」を削る。

一 山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号) 第八条第一号八

二 山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号) 第十六条第三号八

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号) 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号) 第七条第一項各号に規定する郵便貯金(通常郵便貯金を除く)は、預

金とみなす。

山梨県医師修学資金貸与条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内 正 明

山梨県条例第三十二号

山梨県医師修学資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、大学又は大学院の医学を履修する課程に在学する者で将来県内の公立病院等において医師の業務(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号) 第十六条の二第一項に規定する臨床研修を含む。以下同じ)に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、県内における医師の確保及び資質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 大学 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する大学(次号に規定する大学院を除く)をいう。

二 大学院 学校教育法第六十二条に規定する大学院をいう。

三 公立病院等 医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第一条の五第一項に規定する病院で独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人(第七条において「国立大学法人」という)又は医療法第三十一条に規定する者が開設するものその他規則で定める施設をいう。

四 特定公立病院等 公立病院等のうち医師の確保が特に必要であるものとして規則で定めるものをいう。

(修学資金の貸与)

第三条 知事は、次の各号に掲げる医師修学資金(以下「修学資金」という)の種別に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす者の申請により、その者に修学資金を一人につき一に限り貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 第一種医師修学資金

イ 大学の医学を履修する課程に在学していること。

ロ 将来、県内の公立病院等において医師の業務に従事する意思を有していること。

二 第二種医師修学資金

イ 県内の国立大学（国立大学法人法第二条第二項に規定する国立大学（次号において「国立大学」という。）をいい、当該国立大学に置かれている大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学していること。

ロ 将来、県内の特定公立病院等において医師の業務に従事する意思を有していること。

三 第三種医師修学資金

イ 県内の国立大学に置かれている大学院の医学を履修する課程に在学していること。

ロ 医師免許を受けていること。

ハ 将来、県内の公立病院等において医師の業務に従事する意思を有していること。

ニ 前項の修学資金の貸与は、無利子とする。

第四条 修学資金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところとする。

一 第一種医師修学資金 月額五万円

二 第二種医師修学資金 月額十三万円

三 第三種医師修学資金 月額五万円

2 修学資金の貸与期間は、第一種医師修学資金及び第二種医師修学資金については大学の、第二種医師修学資金については大学院の正規の修業年限を超えない期間とする。

（連帯保証人）

第五条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人二人を立てなければならない。

（貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留）

第六条 知事は、第三条第一項の規定による契約の相手方（以下この条及び第十二条において「修学生」という。）が次の各号（第三条第一項第三号に係る契約の相手方にあつては、第四号から第六号まで）のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

一 退学したとき。

二 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

三 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処

分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

3 知事は、修学生が正当な理由がなく第十二条に規定する学業成績表を提出しないときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

（返還の債務の当然免除）

第七条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 第一種医師修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から起算して二年以内に医師免許を受け、当該医師免許を受けた日の属する月から、当該月から起算して六年を経過する月までの間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間）は、算入しない。）に三年以上の期間、県内の公立病院等において医師の業務に従事したとき。

二 第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から起算して二年以内に医師免許を受け、当該医師免許を受けた日の属する月から、当該月から起算して修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する期間を経過する月までの間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算入しない。）に修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間以上の期間、県内の特定公立病院等において医師の業務に従事したとき。

三 第三種医師修学資金の貸与を受けた者が、大学院の課程を修了し、又は退学した日の属する月の翌月から起算して三年以上の期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算入しない。）は、県内の公立病院等（国立大学法人の開設する病院を除く。）において医師の業務に従事したとき。

四 前三号に規定する医師の業務に従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため医師の業務に従事することができなくなったとき。

（返還）

第八条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月末日までに返還しなければならない。

一 第六条第一項の規定により、修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。

二 修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業し、又は大学院の課程を修了し、若しくは退学した後、死亡したとき（前条第四号に該当するときは除く。）。

三 第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から起算して二年以内に医師免許を受けることができなかったとき。
四 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第九条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、第七条第四号に該当する場合を除くほか、死亡、重度心身障害その他やむを得ない理由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったときは、修学資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。次条において同じ。)の全部又は一部を免除することができる。

(返還の債務の猶予)

第十条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、引き続き大学に在学しているとき。

二 第三種医師修学資金の貸与を受けた者が、引き続き大学院に在学しているとき。

三 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(延滞利息)

第十一条 修学資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数により計算した延滞利息を支払わなければならない。

(学業成績表の提出)

第十二条 修学生は、学業成績表を毎年知事に提出しなければならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十三号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、土砂の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂の崩壊等の防止を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土砂 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。

二 土砂の埋立て等 土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積(製品の製造又は加工のための原材料である土砂のたい積を除く。)をいう。

三 土砂の崩壊等 土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害をいう。

(土砂の埋立て等を行う者の責務)

第三条 土砂の埋立て等を行う者は、当該土砂の埋立て等に用いた土砂の崩壊等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第四条 土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、当該土地において土砂の埋立て等が行われることにより、土砂の崩壊等が生じないように適正な管理に努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、土砂の埋立て等による土砂の崩壊等を防止するため、必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、土砂の埋立て等による土砂の崩壊等を防止するため、市町村と連携して、土砂の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(土砂の埋立て等の許可)

第六条 土砂の埋立て等を行うとする者は、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域(土砂の埋立て等が一回の土地の区域において行われる場合は、当該一回の土地の区域をいう。以下同じ。)ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂の埋立て等については、この限りでない。

一 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積が三千平方メートル未満の土砂の埋立て等

二 土地の造成その他事業の区域において行う土砂の埋立て等であつて当該事業の区域において採取された土砂のみによるもの

三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)又は砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみによる土砂の埋立て等

四 公益性が高いと認められる事業の施行に係る土砂の埋立て等のうち土砂の崩壊等

の発生のおそれがないものとして規則で定めるもの

五 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の埋立て等であつて、規則で定めるところにより、知事に届け出たもの

六 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の埋立て等

七 その他規則で定める土砂の埋立て等

(許可の申請)

第七条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める図書を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積

三 土砂の埋立て等の目的

四 土砂の埋立て等を行う期間

五 土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量及び土地の形状

六 排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設定計画

七 土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置

八 土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画

九 その他規則で定める事項

2 前条の許可を受けようとする土砂の埋立て等が他の土地の区域への搬出を目的として土砂の埋立て等を行うもの(第十四条第一項において「一時的積行為」という。)である場合には、当該許可を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める図書を添付して知事に提出しなければならない。

一 前項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項

二 最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状

三 土砂の埋立て等に使用される土砂の搬入及び搬出の年間の予定数量

四 その他規則で定める事項

(土砂の埋立て等の用に供する土地の所有者等の同意)

第八条 第六条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の所有者等に対し、当該申請が前条第一項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を説明し、その同

意を得なければならない。

(許可の基準等)

第九条 知事は、第六条の許可の申請が第七条第一項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六条の許可をしてはならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ この条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者

ハ 第十九条第一項(第三号及び第七号を除く。)の規定により許可を取り消され、

その取消しの日から三年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る山梨県行政手続条例(平成七年山梨県条例第四十六号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。))又は規則で定める使用人であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

二 土砂の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイから二までのいずれかに該当するもの

ヘ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちイから二までのいずれかに該当する者のあるもの

ト 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちイから二までのいずれかに該当する者のあるもの

二 前条の同意を得ていること。

三 当該申請の内容が、規則で定める土砂の埋立て等に係る一般的基準に適合するものであること。

四 土砂の埋立て等の完了時の土砂のたい積の構造が、土砂の崩壊等のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

五 土砂の埋立て等が行われている間において、土砂の崩壊等を防止するために規則で定める必要な措置が講じられること。

2 知事は、第六条の許可の申請が第七条第二項の規定によるものである場合にあって

は、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六条の許可をしてはならない。

- 一 前項第一号から第三号まで及び第五号に適合するものであること。
- 二 最大たい積時の土砂のたい積の構造が、土砂の崩壊等のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- 三 知事は、第六条の許可を行う場合は、当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。

(変更の許可)

第十条 第六条の許可(この項の許可を含む。)を受けた者は、第七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項において準用する第八条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める図書を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容及びその理由
- 三 その他規則で定める事項

3 前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第六条の許可を受けた者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

5 第一項の許可又は前項に規定する届出の場合における第十二条から第十八条第一項まで及び第十九条の規定の適用については、第一項の許可又は前項に規定する届出に係る変更後の内容を第六条の許可の内容とみなす。

(許可の条件)

第十一条 知事は、第六条及び前条第一項の許可には、土砂の崩壊等の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

(標識の掲示)

第十二条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂の埋立て等を行っている期間中、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(土砂の搬入の届出)

第十三条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域に土砂を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂の

採取場所ごとに、当該土砂が当該採取場所から採取された土砂であることを証するために必要な書面を添付して知事に届け出なければならない。

(土砂管理台帳の作成等)

第十四条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等に使用された土砂について、次に掲げる事項を記載した土砂管理台帳を作成しなければならない。

- 一 当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域に搬入された土砂の採取場所ごとの一日当たりの量
- 二 当該許可(一時たい積行為に係るものに限り。)に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域から搬出された土砂の一日当たりの量
- 三 その他規則で定める事項

2 第六条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的な、前項の規定による土砂管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る土砂の埋立て等に使用された土砂の量等を知事に報告しなければならない。

(完了等の届出)

第十五条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、これらの日から起算して二十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る土砂の埋立て等が第六条の許可の内容及び第十一条の条件に適合しているかどうかの確認を行うものとする。

3 知事は、前項の規定による確認を行った場合において、土砂の崩壊等の防止のため必要があると認めるときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて、土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(地位の承継)

第十六条 第六条の許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る土砂の埋立て等の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第六条の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

(譲渡)

第十七条 第六条の許可を受けた者から当該許可に係る土砂の埋立て等の事業の全部を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項において準用する第八条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 その他規則で定める事項

3 第八条及び第九条（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項の許可を受けて土砂の埋立て等の事業の全部を譲り受けた者は、当該土砂の埋立て等に係る第六条の許可を受けた者の地位を承継する。

（措置命令）

第十八条 知事は、土砂の崩壊等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第六条の許可を受けた者（第十条第一項の許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該土砂の埋立て等の停止を命じ、又は期限を定めて当該土砂の埋立て等に伴う土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、第六条又は第十条第一項の許可を受けずに土砂の埋立て等を行った者に対し、当該土砂の埋立て等の停止を命じ、又は期限を定めて当該土砂の埋立て等に伴う土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第十九条 知事は、第六条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

一 第九条第一項第一号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他の不正な手段により第六条、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けたとき。

三 第六条の許可に係る土砂の埋立て等を引き続き一年以上行っていないとき。

四 第十条第一項の規定に違反して変更したとき。

五 第十一条に規定する許可の条件に違反したとき。

六 第十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

七 第十六条第一項の規定により第六条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第九条第一項第一号イからトまでのいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可の取消しに係る土砂の埋立て等について土砂の崩壊等を防止するための措置を講じる必要があると認めるときは、前項の規定による許可の取消しを受けた者に対し、期限を定めて、土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（報告の徴収）

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂の埋立て等を行った者に対し、当該土砂の埋立て等に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂の埋立て等を行った者の事務所、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域その他その業務を行う場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な限度において土砂を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（市町村の条例との関係）

第二十二条 市町村が土砂の埋立て等による土砂の崩壊等を防止するために制定する条例の内容が、この条例の目的に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認め、規則で定めるところにより公示したときは、この条例は、当該市町村の区域においては、適用しない。

2 前項の規定により、この条例の規定が適用されなくなった市町村の区域において現に第六条、第十条第一項又は第十七条第一項の規定により許可を受けて行われている土砂の埋立て等については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるとする。

（委任）

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条、第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して許可を受けないで土砂の埋立て等を行った者

二 第十八条第一項及び第二項の規定による命令に違反した者

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第十九条第二項の規定による命令に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の規定に違反して、標識を掲げない者
- 二 第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十四条第一項の規定に違反して、土砂管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 四 第十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第二十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第二十一条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十七条 第十五条第一項又は第十六条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、第六条の規定にかかわらず、引き続き当該土砂の埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第三十四号

山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条 第八条)
- 第二章 個体の取扱いに関する規制
 - 第一節 個体の所有者の義務等(第九条・第十条)
 - 第二節 個体の捕獲及び譲渡し等の禁止(第十一条 第十五条)
 - 第三節 特定希少野生動植物種事業に関する規制(第十六条 第十九条)
- 第三章 生息地等の保護に関する規制
 - 第一節 土地の所有者の義務等(第二十条・第二十一条)
 - 第二節 生息地等保護区(第二十二条 第二十九条)
 - 第四章 保護管理事業(第三十条 第三十三条)
 - 第五章 推進体制等(第三十四条 第三十九条)
 - 第六章 雑則(第四十条・第四十一条)
 - 第七章 罰則(第四十二条 第四十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「希少野生動植物種」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物の種(亜種又は変種がある種)にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 その種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
 - 二 その種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
 - 三 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
 - 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情があるもの
- 2 この条例において、「指定希少野生動植物種」とは、希少野生動植物種のうち、知事

が特に保護を図る必要があると認めて、第八条第一項の規定により指定するものをいう。

3 この条例において「特定希少野生動植物種」とは、指定希少野生動植物種のうち、知事はその譲渡し及び譲受けを監視する必要があると認めて、第八条第一項の規定により指定するものをいう。

4 この条例において「県民等」とは、県民、旅行者及び滞在者をいう。
(県の責務)

3 県は、野生動植物の種が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物種の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
(事業者の責務)

4 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる希少野生動植物種の個体の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めるとともに、県が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するものとする。

(県民等の責務)

5 県民等は、希少野生動植物種の保護に自ら努めるとともに、県が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するものとする。

(財産権の尊重等)

6 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(希少野生動植物種保護基本方針)

7 知事は、希少野生動植物種の保護を図るための基本方針（以下「希少野生動植物種保護基本方針」という。）を定めるものとする。

8 希少野生動植物種保護基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 希少野生動植物種の保護に関する基本構想

2 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

3 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

4 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

5 保護管理事業（指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の保護及び再生その他の指定希少野生動植物種の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

6 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保護に関する重要事項

3 知事は、希少野生動植物種保護基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、山梨県環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、希少野生動植物種保護基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならぬ。

5 前二項の規定は、希少野生動植物種保護基本方針の変更について準用する。
(指定希少野生動植物種等の指定等)

8 知事は、指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種は、知事が、あらかじめ審議会の意見を聴いて、指定する。

2 知事は、指定希少野生動植物種又は特定希少野生動植物種の指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して十四日を経過する日までの間、その案（次項及び第四項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による告示があったときは、利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

4 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

5 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

6 指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

7 知事は、指定希少野生動植物種又は特定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

8 第一項から第六項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第二章 個体の取扱いに関する規制
第一節 個体の所有者の義務等
(個体の所有者等の義務)

9 知事は、指定希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物種を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(助言又は指導)

10 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに必要な助言又は指導をすることができる。

第二節 個体の捕獲及び譲渡し等の禁止

(捕獲等の禁止)

第十一条 指定希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号。第二十二條第一項において「法」という。))第九條に規定する国内希少野生動植物種等を除く。次條及び第十三條において同じ。)の生きてゐる個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第十三條第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合(譲渡し等の禁止)

第十二條 前條の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生動植物種の個体(その加工品であつて規則で定めるものを含む。)は、譲渡し若しくは引渡し又は引取り若しくは引取りをしてはならない。

(捕獲等の許可)

第十三條 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きてゐる個体の捕獲等をしよつとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けよつとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。

3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

- 一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
- 二 捕獲等によつて指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
- 三 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱つことができないと認められること。

4 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があるときは、その必要の限度において、第一項の許可に条件を付することができる。

5 知事は、第一項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

7 第一項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第五項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をし

て、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

8 第一項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第五項の許可証又は第六項の従事者証を携帯しなければならない。

9 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第十四條 知事は、前條第一項の許可を受けた者が同條第九項の規定に違反し、又は同條第四項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 知事は、前條第一項の許可を受けた者がこの條例若しくはこの條例に基づく規則の規定又はこの條例に基づく処分違反した場合において指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十五條 知事は、この條例の施行に必要な限度において、第十三條第一項の許可を受けてゐる者に対し、指定希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 特定希少野生動植物種事業に関する規制
(特定希少野生動植物種事業の届出)

第十六條 特定希少野生動植物種の生きてゐる個体の譲渡し又は引渡しの業務を伴つ事業(以下「特定希少野生動植物種事業」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- 三 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物種

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は特定希少野生動植物種事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を知事に届け出なければならぬ。
- 3 第一項の規定にかかわらず、新たに野生動植物の種が特定希少野生動植物種に指定された際現にその特定希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を伴う事業を行っている者は、その野生動植物の種が特定希少野生動植物種となった日から起算して三十日を経過する日までの間に、第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。この場合において、この項の規定による届出をした者は、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

- 4 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、特定希少野生動植物種事業の届出をした者（以下「届出事業者」という。）に対し、規則で定めるところにより、特定希少野生動植物種事業届出済証（以下「届出済証」という。）を交付しなければならぬ。
- 5 前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、規則で定めるところにより、届出済証又はその写しを特定希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 6 届出事業者は、第四項の届出済証を亡失し、又はその届出済証が滅失したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 7 第四項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、第五項の規定はこの項において準用する第四項の規定により交付された届出済証について準用する。

（特定希少野生動植物種事業を行う者の遵守事項）
第十七条 前条第一項の規定による届出をして特定希少野生動植物種事業を行う者は、その特定希少野生動植物種事業に関し特定希少野生動植物種の個体の譲受け又は引取りをするときは、その個体の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。

- 一 その個体が、繁殖させた個体であるか又は捕獲され、若しくは採取された個体であるかの別
- 二 その個体が繁殖させた個体であるときは、繁殖させた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 その個体が捕獲され、又は採取された個体であるときは、捕獲され、又は採取された場所並びに捕獲し、又は採取した者の氏名及び住所

- 2 前条第一項の規定による届出をして特定希少野生動植物種事業を行う者は、規則で

定めるところにより、前項の規定により確認し及び聴取した事項その他特定希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しに関する事項を書類に記載し、又はその書類の記載に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、及びこれを保存しなければならない。

（特定希少野生動植物種事業を行う者に対する指示等）
第十八条 知事は、第十六条第一項の規定による届出をして特定希少野生動植物種事業を行う者が前条第一項又は第二項の規定に違反した場合においてその特定希少野生動植物種事業を適正化して指定希少野生動植物種の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2 知事は、第十六条第一項の規定による届出をして特定希少野生動植物種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定希少野生動植物種事業を適正化して指定希少野生動植物種の保護に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定希少野生動植物種事業に係る特定希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査）
第十九条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第十六条第一項の規定による届出をして特定希少野生動植物種事業を行う者に対し、その特定希少野生動植物種事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定希少野生動植物種事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者の義務等
（土地の所有者等の義務）

第二十条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物種の保護に留意しなければならない。

（助言又は指導）
第二十一条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、

土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第二節 生息地等保護区

(生息地等保護区)

第二十二條 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域（法第三十六条第一項に規定する生息地等保護区の区域を除く。）であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しななければならない。

5 前項の規定による告示があつたときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、指定をするとき、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を告示しななければならない。

8 指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

9 知事は、生息地等保護区に係る指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しななければならない。

10 第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第八項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第十項において準

用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

11 生息地等保護区の区域内（次条第四項第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第二項の指針に留意しつつ、指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならぬ。

(管理地区)

第二十三條 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物種の保護のため特に必要があると認めるとする区域を管理地区として指定することができる。

2 知事は、管理地区に係る指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しななければならない。

3 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による指定について、同条第二項、第七項及び第八項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による告示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

4 管理地区の区域内（第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第二十六条第一項及び第二十七条第一項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採すること。

七 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

八 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて知事が指定するもの又はこれらに

流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 第七号の規定により知事が指定した野生動物種の個体その他の物以外の野生動物種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

十一 指定希少野生動物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動物種の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

十二 指定希少野生動物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。

十三 火入れ又はたき火をすること。

十四 指定希少野生動物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。

5 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。

6 知事は、前項の申請に係る行為が第三項において準用する前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第四項の許可をしないことができる。

7 知事は、指定希少野生動物種の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四項の許可に条件を付することができる。

8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して三月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

9 次に掲げる行為については、第四項の規定は、適用しない。
一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

三 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

10 前項第一号に掲げる行為であつて第四項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

第二十四条 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第二十八条第二項において同じ。）の同意を得なければならない。

3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第一項の規定による指定を解除しよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合

二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合

三 前二号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 第二十二条第七項及び第八項の規定は第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第二十二条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第二十四条第五項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

(監視地区)

第二十五条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第一項及び第二十七条第一項において「監視地区」という。）の区域内において第二十三条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があつた場合において届出に係る行為が第二十二條第二項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があつた日から起算して三十日（三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があつた日から起算して六十日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、

遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日（第三項の規定により知事が期間を定めるときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動物植物種の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

三 第二十二条第一項の規定による指定がされた時において既に着手している行為（措置命令等）

第二十六条 知事は、指定希少野生動物植物種の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第二十三条第四項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、第二十三条第四項若しくは第二十四条第四項の規定に違反した者、第二十三条第七項（第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第二項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動物植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動物植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動物植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査等）

第二十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第二十三条第四項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動物植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し

てはならない。

（実地調査）

第二十八条 知事は、第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立ち入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による立ち入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

（損失の補償）

第二十九条 県は、第二十三条第四項の許可を受けることができないため、同条第七項の規定により条件を付されたため又は第二十五条第二項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、知事にその請求をしなければならぬ。

3 知事は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

第四章 保護管理事業

（保護管理事業計画）

第三十条 知事は、保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護管理事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護管理事業計画は、保護管理事業の対象とすべき指定希少野生動物植物ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、第一項の保護管理事業計画を定めるときは、その概要を告示し、かつ、その保護管理事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護管理事業計画の変更について準用する。

（認定保護管理事業等）

第三十一条 県は、指定希少野生動物植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護管理事業を行うものとする。

2 国又は県以外の地方公共団体は、その行う保護管理事業であつてその事業計画が前

条第一項の保護管理事業計画に適合するものについて、知事のその旨の確認を受けることができる。

3 国又は地方公共団体以外の者は、その行う保護管理事業について、その者がその保護管理事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護管理事業の事業計画が前条第一項の保護管理事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならぬ。第三十二条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも同様とする。

第三十二条 認定保護管理事業等（県の保護管理事業、前条第二項の確認を受けた保護管理事業及び同条第三項の認定を受けた保護管理事業をいう。以下この条において同じ。）は、第三十条第一項の保護管理事業計画に即して行われなければならない。

2 認定保護管理事業等として実施する行為については、第十一条、第二十三条第四項及び第十項、第二十四条第四項、第二十五条第一項並びに第四十条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護管理事業等として実施される給餌設備その他の保護管理事業のために必要な施設の設置に協力するよう努めなければならない。

4 知事は、前条第三項の認定を受けて保護管理事業を行う者に対し、その保護管理事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第三十三条 第三十一条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けて保護管理事業を行う者は、その保護管理事業を廃止したとき、又はその保護管理事業を第三十条第一項の保護管理事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第三十一条第二項の確認又は同条第三項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、第三十一条第三項の認定を受けた保護管理事業が第三十条第一項の保護管理事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護管理事業を行う者がその保護管理事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第四項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第五章 推進体制等

（推進体制の整備）

第三十四条 県は、市町村並びに事業者、県民等及びこれらの者の組織する民間の団体

と相互に連携して、希少野生動植物種の保護に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第三十五条 県は、希少野生動植物種の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

（調査研究）

第三十六条 県は、希少野生動植物種の保護に関する施策を策定し、及び実施するため、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について、調査研究の推進に努めるものとする。

（情報提供）

第三十七条 県は、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない範囲内において、前条の規定による調査研究の成果その他希少野生動植物種に関する情報の提供に努めるものとする。

（普及啓発）

第三十八条 県は、希少野生動植物種の保護の重要性に対する事業者及び県民等の理解を深めるため、希少野生動植物種に関する広報活動、教育活動、学習の機会の充実等を通じて普及啓発を図るよう努めるものとする。

（希少野生動植物種保護専門員）

第三十九条 知事は、希少野生動植物種の保護に熱意と識見を有する者のうちから、希少野生動植物種保護専門員を委嘱することができる。

2 希少野生動植物種保護専門員は、次に掲げる活動を行う。

一 希少野生動植物種が置かれている状況及びその保護の重要性について啓発をすること。

二 希少野生動植物種の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。

三 希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域における当該希少野生動植物種の保護のための巡視をすること。

四 希少野生動植物種の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ希少野生動植物種の保護のため必要な助言をすること。

3 前二項に定めるもののほか、希少野生動植物種保護専門員に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 雑則

（国等に関する特例）

第四十条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下この条において「国等」という。）が行う事務又は事業については、第十条、第十一条、第十六条第一項、第二十一条、第二十三条第四項及び第十項、第二十四条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第一項並びに第二十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国等は、第十一条第二号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするととき、又は第二十三条第四項若しくは第二十四条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするとときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 国等は、第十六条第一項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をするとき若しくはしよとするととき、第二十三条第八項の規定により届出をして引き続き同条第四項各号に掲げる行為をすることができるときは、規則で定める場合を除き、これらに該当する行為をし、若しくはしよとするとときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

第四十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条、第十二条又は第二十三条第四項の規定に違反した者
- 二 第十四条第一項又は第二十六条第二項の規定による命令に違反した者

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第四項又は第二十三条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 二 第二十四条第四項の規定に違反した者

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項又は第三項前段の規定による届出をしないで特定希少野生動植物種事業を行い、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第二項の規定による命令に違反した者
- 三 第二十四条第五項において準用する第二十三条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 四 第二十五条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者

- 五 第二十五条第二項の規定による命令に違反した者
- 六 第二十五条第五項の規定に違反した者

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第八項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- 二 第十五条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 三 第十六条第二項の規定に違反した者
- 四 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 五 第二十七条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 六 第二十八条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

（両罰規定）

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一章の規定は、公布の日から施行する。

（山梨県高山植物の保護に関する条例の廃止）

2 山梨県高山植物の保護に関する条例（昭和六十年山梨県条例第十五号）は、廃止する。

（山梨県高山植物の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第三十五号

専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例

(設置)

第一条 農業に関する知識及び技術を修得させるため、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十二条の二の規定による専修学校を設置する。

(名称及び位置)

第二条 専修学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 専門学校山梨県立農業大学校

位置 北杜市及び甲斐市

(課程等)

第三条 専門学校山梨県立農業大学校(以下「農業大学校」という。)に、専門課程を置く。

2 専門課程に、養成科及び専攻科を置く。

(修業年限)

第四条 農業大学校の修業年限は、二年とする。

(授業料等)

第五条 農業大学校の授業料及び入学検定料に関しては、別に条例で定める。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、農業大学校の管理に關して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県立美術館等の観覧等の特例に關する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十六号

山梨県立美術館等の観覧等の特例に關する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、山梨県立美術館その他の県立の施設における観覧の承認及び観覧料の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

(承認及び観覧料)

第二条 次に掲げる行為を別表に定める期間にわたり行おうとする者は、これらの行為について一括して教育委員会の承認を受けることができる。

一 山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)第六条第一項の規定による観覧

二 山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)第六条第一項の規定による観覧

三 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)第六条第一項の規定による観覧

四 山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)第六条第一項の規定による観覧

2 前項の承認を受けた者は、山梨県立美術館設置及び管理条例第六条第二項、山梨県立考古博物館設置及び管理条例第六条第二項、山梨県立文学館設置及び管理条例第六条第二項及び山梨県立博物館設置及び管理条例第六条第二項の規定にかかわらず、別に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の還付)

第三条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料の免除)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第五条 この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

区 分	期 間	観 覧 料
一般	一年	一人につき 五、〇〇〇円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒	一年	一人につき 一、五〇〇円
中学校の生徒及び小学校の児童	一年	一人につき 一、二五〇円

備考 期間については、第二条第一項の承認の日から起算する。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十七号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「山梨県長期計画審議会」を、「山梨県総合計画審議会」に改める。

別表第一第一号の表山梨県長期計画審議会の項中、「山梨県長期計画審議会」を、「山梨県総合計画審議会」に、「長期計画の」を、「総合計画の」に、「長期計画に」を、「総合計画に」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に従前の山梨県長期計画審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の山梨県附属機関の設置に関する条例第四条第二項の規定により山梨県総合計画審議会の委員として任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命され、又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例別表第一の規定にかかわらず、同日における従前の山梨県長期計画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中、「山梨県長期計画審議会」を、「山梨県総合計画審議会」に改める。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十八号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部

を次のように改正する。

第二条の表第二十の項イ中、「第十条第一項」を、「第十三条第一項」に、「第八十三条第一項」を、「第四十条第一項」に改め、同項口中、「第十条第一項」を、「第十三条第一項」に、「第八十四条第一項」を、「第四十一条第一項」に改め、同項八中、「第十条第一項」を、「第十三条第一項」に、「第八十五条第一項」を、「第四十二条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十九号

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「第四百四十一条第八項」の下に、「第四百四十二条第十一項」を、「使用」の下に、「法第四百四十二条第一項第三号のピラ（山梨県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ピラ」という。）の作成」を加える。

第九条を第十二条とする。

第八条中、「第六条後段」を、「第九条後段」に改め、同条を第十一条とする。

第七条を第十条とする。

第六条中、「第八条各号」を、「第十一条各号」に改め、同条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（選挙運動用ピラの作成の公費負担）

第六条 候補者は、第八条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ピラの作成枚数（当該作成枚数が、法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ピラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

2 山梨県知事の選挙の一部無効による再選挙における前項の規定の適用については、同項中、「法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数」とあるのは、「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第三百十二

条の四第一項の表法第四十二條第一項第二号又は第三号のビラの数の項に定める枚数（第八條において「施行令に定める枚数」という。）を超える場合には、同項に定める枚数」とする。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第七條 前條の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間に於いて選挙運動用ビラの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第八條 県は、候補者（前條の届出をした者に限る。）が同條の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四十二條第一項第三号に定める枚数）（山梨県知事の選挙の一部無効による再選挙にあつては、施行令に定める枚数）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第六條第一項後段において準用する第二條ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

二 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 四円八十八銭にその五万枚を超える数を乗じて得た金額に三十六万五千円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

附則

（施行期日）

1 この條例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この條例による改正後の山梨県議會議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に關する條例の規定は、この條例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この條例の施行の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

特別職の職員の退職手当に關する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

山梨県條例第四十号

特別職の職員の退職手当に關する條例の一部を改正する條例

特別職の職員の退職手当に關する條例（昭和四十三年山梨県條例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

（知事の退職手当の支給の特例）

4 平成十九年二月十七日において知事であつた者には、第二條第一項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

山梨県職員の退職手当に關する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

山梨県條例第四十一号

山梨県職員の退職手当に關する條例の一部を改正する條例

山梨県職員の退職手当に關する條例（昭和二十九年山梨県條例第三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）」を「同法」に、「同法第二十三條第一項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三條第二項」に改め、同條第三項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）」に改め、同條第十七項中「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この條例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第十條第十七項の改正規定及び附則第三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第一項及び第三項の規定は、平成十九年十月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 新条例第十条第十七項の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十二号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表第二の七の項の次に次のように加える。

七の二 温泉法第六条第一項又は第七条第一項の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	七千四百円
--	---------------------------	-------

別表第二の八の項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

八の二 温泉法第十一条第二項において準用する同法第六条第一項又は第七条第一項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	七千四百円
--	------------------------------------	-------

別表第二の九の項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同表九の二の項中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項を同表九の三の項とし、同表九の項の次に次のように加える。

九の二 温泉法第十六条第一項又は第十七条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	七千四百円
--	---------------------------	-------

附則

この条例は、温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十三号

県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該普通財産を使用の目的に供することが困難であると知事が認める場合

第四条第一項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる場合のほか、知事が公益上その他特別の理由があると認める場合

第四条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（行政財産の無償貸付け等）

第五条 前条第一項及び第二項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十四号

山梨県条例の一部を改正する条例

山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「均等割額によつて」の下に、「第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号中「以下第十七条」を「第十七条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第十六条第一項第五号中「本節」を「この節」に改め、同項第七号中「本節」を「この節」に、「本号」を「この号」に改め、同条第三項中「本条」を「この条」に、「行なうもの」を「行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、「を行なう事務所」を「又は法人課税信託の信託事務を行う事務所」に改め、同条第四項中「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、「含む」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改める。

第三十三条の十九第一項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第三十四条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に改め、「みなされるもの」の下に「第四項の規定により法人とみなされるもの」を加え、「第二条第十九項」を「第十二条第十二項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「いう」の下に「又は法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。次項において同じ。)」の引受け」を加え、同条に次の一項を加える。

4 法人課税信託の引受けを行う個人には、第二項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。

第三十七条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「の各特定信託の各計算期間の所得は同条第七項の規定により、前項第三号」を削る。

第三十七条の二第二項中「第三十七条第一項第二号」を「前条第一項第二号」に改め、「、同項第三号に規定する事業とその他の事業とを併せて行う法人」を削る。

第三十八条第一項中「特定信託の受託者である法人が行う信託業(特定信託に係るものに限る。))並びに」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項第一号二を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額
第三十八条第四項を同条第三項とする。

第四十条第一項中「若しくは各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を削り、同項第一号中「又は各計算期間」を削り、「第十五項」を「第十四項」に改め、同項第二号中「又は計算期間」を削る。

第四十三条の二第一項中「第七十二条の二第九項第一号から第五号まで」を「第七十二条の二第十項第一号から第五号まで」に改める。

第四十三条の三第四号中「第七十二条の二第九項第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改める。

第四十六条の四第一項中「本節」を「この節」に改め、「免除される事業者」の下に「(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。))」を加え、同条第二項中「本節」を「この節」に改め、同条第三項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改める。

第六十八条中「八百九十八円」を「千七百四十円」に改める。

第六十九条第一項第一号及び第二号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもので 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 五千五百円
附則第三条の二の次に次の一条を加える。

(公益信託に係る県民税の特例)

第三条の三 公益信託(公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。))をいう。は、第十六条第一項第四号の二に規定する法人課税信託に該当しないものとす。

附則第四条中、「証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託）を、又は証券投資信託（同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託）に改め、「若しくは特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。）を削り、「所得税法第九条第一項第十一号」を「同法第九条第一項第十一号」に改め、「又は特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配」を削り、「所得税法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、同条第一号中、「特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削る。

附則第四条の二中、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第六条第一項第三号中、「第四十一条の二」の下に、「第四十一条の三の二」を加え、「若しくは第四十一条の十九の二」を、「第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三」に改める。

附則第十二条の三第二項中、「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改め、同条第三項中、「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改める。

附則第十二条の十の二中、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第十二条の十の三中、「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

附則第十二条の十一中、「又は各計算期間分」を削る。

附則第十二条の十二第一項中、「又は第十六条第五項」を、「第十六条第一項第四号の二に掲げる者又は同条第五項」に改め、「又は各計算期間分」を削る。

附則第十二条の十五を次のように改める。

（公益信託に係る事業税の課税の特例）

第十二条の十五 公益信託（公益信託二関スル法律第一条に規定する公益信託（法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。）は、第三十四条第三項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第十二条の十五の二中、「同条第四項第二号イ」を「同条第三項第二号」に改める。

附則第十二条の十六第一項を削り、同条第二項中、「平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条第一項第三号及び第十二条の三の改正規定 平成二十年四月一日
- 二 第十六条の改正規定、第三十四条の改正規定（同条第一項第一号口の改正規定（「第一条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）を除く。）、第三十七条、第三十七条の二第二項、第三十八条、第四十条第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三第四号及び第四十六条の四の改正規定並びに附則第三条の二の次に一条を加える改正規定、附則第四条、第十二条の十一、第十二条の十二第一項、第十二条の十五及び第十二条の十五の二の改正規定並びに附則第二条の規定 信託法（平成十八年法律第八号）の施行の日
- 三 第三十三条の十九第一項及び第三十四条第一項第一号口の改正規定（「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。） 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

（信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例（以下、「新条例」という。）第十六条、第三十四条、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十六条の四並びに附則第三条の三、第十二条の十一、第十二条の十二及び第十二条の十五の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において、「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたもの）を含み、新法信託を除く。）については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 新条例附則第四条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後に同条に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前にこの条例による改正前の山梨県県税条例附則第四条に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

第三条 新条例第六十九條第一項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十五号

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償条例（昭和四十六年山梨県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、七 円」を「一、六 円」に、「八、九 円」を「八、八 円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県農村住宅資金助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十六号

山梨県農村住宅資金助成条例の一部を改正する条例

山梨県農村住宅資金助成条例（昭和四十二年山梨県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を削り、「及び改良」を、「購入及び改良」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 新たに就農しようとする者であつて、青年等の就農促進のための資金の貸付け等

に関する特別措置法（平成七年法律第一号）第四条第一項の認定を受けたもの

第二条第三項中「及び改良」を、「購入及び改良（第一項第三号に掲げる者の住宅の改良を除く。）」に改め、同項第二号中「二年」の下に、「（第一項第三号に掲げる者）あつては、五年」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十七号

山梨県立博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「月曜日」を「火曜日」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十八号

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。
第三条第四号中（七）を（八）とし、（六）の次に次のように加える。

（七） 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十九号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年山梨県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又はたむろして」を、「又はたむろして」に、「感じさせる」を「覚えさせる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、刃物（銃砲 刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十二条の規定により携帯を禁止

されている刃物を除く）、鉄棒、木刀その他の他人の身体に危害を加えるのに使用するこ
とができる物を通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、不安を覚えさせるような方
法で携帯してはならない。

第二条第三項中「又はわめき」を、「又はわめき」に改める。
第十条を次のように改める。

(罰則)

第十条 第三条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の規定に違反した者

二 第十条第五項の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは料料に処する。

一 第一条の規定に違反した者

二 第四条から第八条までの規定に違反した者

三 第九条第一項の規定に違反した者

四 第十条第一項から第三項までの規定に違反した者

五 前条の規定に違反した者

4 第十条第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは料料に処する。

5 常習として第一項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

6 常習として第二項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 常習として第三項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十条を第十二条とする。

第九条第二項中「感じさせ」を「覚えさせ」に改め、同条を第十一条とする。

第八条の見出し中「客引行為」を「客引行為等」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「若しくは提供」を「又は提供」に、「客引きをする」を「客引きをし、又は人に呼びかけ、若しくはピラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引する」に改め、同条第三号中「前各号」を「前三号」に、「場合」を「もの」に、「若しくは」を「又は」に、「又は所持品を取り上げる」を「所持品を取り上げ、立ちふさがり、つきまとつ」に改め、同条第四号とし、同条第二号中「客引きをし、客待ち」を「公衆の目に触れるような方法で、客引きをし、又は客待ち」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 異性による接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第三

項に規定する接待をいう。以下この号において同じ。）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、客引きをし、又は人に呼びかけ、若しくはピラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること（客の誘引にあつては、当該誘引に係る異性による接待が性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる接待である場合に限る。）。

第八条に次の一項を加える。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

第八条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(ピンクピラ等の配布行為等の禁止)

第十条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号のいずれかに該当するもの及び電話番号その他の連絡先を掲載したピラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される物品（以下この条において「ピンクピラ等」という。）を配布してはならない。

一 衣服を脱いだ人の姿態、下着姿、水着姿、制服姿等又は性的な行為を表す場面の写真又は絵であつて、人の性的好奇心をそそるもの

二 卑わいな文言、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表す文言その他の表示

2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆の用に供する建築物内又は公衆の見やすい屋外の場合に、ピンクピラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、人の住居、店舗、事務所その他の建造物又は自動車、自転車その他の乗物にピンクピラ等を配り、又は差し入れてはならない。

4 何人も、前三項の規定に違反して、ピンクピラ等を配布し、掲示し、若しくは配置し、又は配り、若しくは差し入れる目的で、当該ピンクピラ等を所持してはならない。

5 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に第一項から第三項までの規定に違反する行為を行わせてはならない。

第七条中「行なつ」を「行つ」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「又は困惑を感じさせる」を「覚えさせ、又は困惑させる」に改め、同条第二号中「又は」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四号中「行なつて」を「行つて」に改め、同条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。
第三条中「感じさせる」を「覚えさせる」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(卑わいな行為の禁止)

第三条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公共の場所又は公共の乗物において、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服その他の身に着ける物（以下この条において「衣服等」という。）の上から又は直接人の身体に触れること。
- 二 人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服等で覆われている下着又は身体をのぞき見、又はその映像を記録すること（次号に規定する方法により行われる場合及び第四号に規定する場所にいる人に対して行われる場合を除く。）。
- 三 正当な理由がないのに、写真機、ビデオカメラ等を使用して衣服等を透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服等で覆われている下着又は身体を見、又はその映像を記録すること。
- 四 正当な理由がないのに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所の人の姿態をのぞき見、又はその映像を記録すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。

本則に次の一条を加える。

(両罰規定)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第二項、第三項第三号若しくは第四号又は同条第四項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十号

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成七年山梨県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金」を「及び貯金」に改め、「及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く）」を削り、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項各号に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番